

受付印

租税条約に関する県民税利子割額の還付請求書 (債券用)

平成 年 月 日提出 (〒)
長野県総合県税事務所 様
住所
氏名
電話番号 ()

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第13条の2の規定により、下記のとおり請求します。

Table with columns for '還付請求金額', '希望する還付金の受領場所', '債権内容', and '還付を受けることができる事情の詳細等'. Includes sub-tables for interest payment details and tax amounts.

- 1 この還付請求書には、下記の書類を添付してください。
(1) 利子等につき源泉徴収された所得税の額(Iの額)及びその支払いの際に課される相手国の租税の額(ロの額)を証する書類
(2) 税務署に提出した「租税条約に関する源泉徴収の還付請求書」の写し
2 同一銘柄、同一取得日の債券について、最大4回分の利子等の支払について還付請求することができます。